

障害児通所受給者証の利用についての注意事項

●受給者証は事業所に必ず提示してください

届いた受給者証は、利用する全ての事業所に必ず提示してください。受給者証の更新や変更などがあった場合も、その都度、全ての事業所に提示してください。

●支給決定された日数を超えて事業所を利用することはできません

受給者証（二）、（三）ページの「支給量等」に記載されている支給決定日数を超えて事業所を利用することはできません。

●同じ日に複数の事業所を利用することはできません

「月曜日はA事業所、火曜日はB事業所」のように、異なる日に複数の事業所を利用することはできますが、「今日の午前中はC事業所、午後はD事業所」のように、同じ日に複数の事業所を利用することはできません。

なお、「利用を予定していたE事業所をキャンセルして、その日にF事業所を利用する」という場合、F事業所を利用することを、キャンセルするE事業所にお伝えください。また、E事業所へのキャンセルの連絡は、利用予定日の3日以上前に行ってください。

●上限額管理

複数の事業所を利用する場合で、月の利用者負担額が「負担上限月額」（受給者証（五）ページ参照）を超える可能性がある場合は、上限額管理が必要です。利用している事業所に御相談ください。

●市内事業所の一覧

市内にある事業所を下記の市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。
(なお事業所の利用は市内に限るものではなく、市外事業所の利用も可能です。)
https://www.city.nagakute.lg.jp/kosodate_kyoiku/support/5/23308.html



●受給者証の更新

受給者証の有効期限は、受給者証の（二）、（三）ページに記載されている「給付決定期間」までです。それ以降も利用を希望する場合、受給者証の更新が必要です。期限が切れる前に市から更新案内を送付しますので、更新手続きを行ってください。（更新手続きには日数がかかります。余裕をもって手続きしてください。）

●市外へ転出後は長久手市の受給者証は利用できなくなります

長久手市から他の市町村へ転出した場合、それ以降、長久手市の受給者証は利用できなくなります。このため、転出先の市町村で新たに受給者証の取得が必要となりますので、転出が予定される場合は、事前に転出先の市町村に御相談ください。